

白老町新型コロナウイルス感染症対策 宿泊事業者緊急経営支援事業交付要領

(目的)

第1条 この要領は、新型コロナウイルス感染症の拡大による一時的な業況悪化から、資金繰りに支障をきたしている本町の宿泊事業者を支援するため、白老観光協会（以下「観光協会」という。）が白老町からの補助を受けて、町内宿泊事業者に対し給付金を交付することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「宿泊事業者」とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定による旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の許可を受けた者。
- (2) 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の規定による住宅宿泊事業を営む旨の届出を行った者。

(対象事業者)

第3条 給付の対象となる事業者は、次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 白老町内に事業所を有する者であること。
- (2) 令和2年11月末以前に創業した事業者であり、かつ、今後も事業を継続する意思があること。
- (3) この要領の施行日において、営利を目的として現に宿泊事業を継続的に営む者であって、かつ、当該事業を主たる事業（事業者における税引前総収入（個人事業者にあつては公的年金を除く全ての収入）の50%以上）としている者であること。

ただし、政府又は北海道による緊急事態宣言等を受けて、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために一時的に休業している場合を含む。

- (4) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年12月から令和3年1月までのいずれかの月（以下「基準月」という。）における事業の総売上額が前年同月比で20パーセント以上減少していること。

なお、令和元年12月から令和2年1月の全期間において、傷病や不可抗力によりやむを得ず休業した事業者については、「前年」を「前々年」に読み替えるものとし、また、令和2年2月以降に創業した事業者にあつては、「前年同月」

を「創業月から令和2年10月（ただし、基準月以前の月とする。）までのいずれかの月」と読み替えるものとする。

(5) 代表者等が「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴力団対策法」という。）」に掲げる暴力団の構成員又は関連事業者でないこと。

(6) 「北海道スタイル」に基づく感染予防に取り組む者であること。

(給付金額)

第4条 給付金の額は、次の各号に掲げる収容人員に応じ当該各号に定める額とする。

(1) 収容人員が50人以上の場合 20万円

(2) 収容人員が50人未満の場合 10万円

(交付申請及び請求等)

第5条 給付金の交付を受けようとする者は、給付金交付申請・請求書（様式第1号）に次の書類を添えて、白老観光協会長（以下「観光協会長」という。）あてに提出するものとする。

(1) 旅館業法第3条第1項に基づく旅館業営業許可証の写し又は住宅宿泊事業法第3条第1項に基づく住宅宿泊事業届出証の写し

(2) 暴力団対策法に抵触しない旨を記した誓約書（様式第2号）

(3) 法人の場合は、定款の写し

(4) 直近の確定申告書の写し（1期目の決算前である場合は、開業届の写し）

(5) 帳簿の写し（第3条第1項第3号及び第4号の要件を満たしていることがわかる部分）

(6) 事業に係る預貯金通帳の表紙等の写し（事業者名が明記されていること）

2 申請者が観光協会の会員である場合は、観光協会事務局の判断により、前項第1号から第3号に定める添付資料を省略して差し支えないものとする。

(交付決定等)

第6条 観光協会長は、前条の書類を受理したときは、当該内容を審査し、適当と認めるときは、給付金交付決定通知書（様式第3号）により速やかに交付決定を行い、申請者に通知するものとする。なお、審査の結果、給付金を交付しないときは、給付金不交付決定通知書（様式第4号）により、その理由を付して申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第7条 観光協会長は、虚偽の申請により本給付金を申請・請求又は受領した者に対し、前条による交付決定を取り消すことができる。

2 前項に基づき取消しとなった給付金に関し、観光協会長から返還を命ぜられた者は、当該命令に係る給付金の受領の日から返納の日までの日数に応じ、当該給付金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を併せて納付しなければならない。

(受付期間)

第8条 申請の受付期間は、令和3年2月10日から令和3年3月12日までとする。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別途定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和3年1月28日から施行する。